

# 平成 27 年 4 月からの剪定枝木・草等の収集について（お知らせ）

家庭から発生する剪定枝木・草等については、平成 26 年 4 月から制限付ではありますが、ごみステーションからの収集を再開いたしました。

この方法で焼却を行ってきた結果、焼却灰等に含まれる放射性物質の濃度値が減少してきましたので、収集方法の制限を解除しても安全な値で処理ができると市では判断いたしました。

長期間にわたり、ご不便をお掛けいたしました。下記のとおり平成 27 年 4 月 1 日からは通常収集を再開いたします。

今後も皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

## 記

### ◆ 通常収集とは

- ・ 剪定枝木・草等は「もやせるごみ」として出せます。
- ・ 1 回に出せる「もやせるごみ」の量（剪定枝木・草等以外のもやせるごみを含む）は、30 kg 以下かつ 1 m<sup>3</sup> 以下です。
- ・ 枝木は束ねて出すこともできます。枝木を束ねて出す場合は、太さを直径 10 cm 以下、長さを 50 cm 以下にして、片手で持てる程度にひもで縛ってください。（1 回に 3 束まで）

※ 剪定枝木・草等を一度に多量に処分したい場合は、広域クリーンセンター大田原に直接搬入してください。（処理手数料：10 kg あたり 100 円）

※ 事業所から発生する剪定枝木・草等については、事業活動に伴うごみと同様にごみステーションに出すことはできませんのでご注意願います。

### 【問合せ先】

大田原市役所市民生活部  
生活環境課環境対策係

TEL0287-23-8706